

本仕様書は、ちばプロモーション協議会が委託するWEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、協議会が作成する。

WEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業 業務委託仕様書

1 名称

WEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業

2 目的

個人旅行者を対象に、旅行予約サイトを活用した宿泊キャンペーンを実施し、千葉県への旅行意欲を喚起するとともに、誘客並びに宿泊数の増加を促進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和2年3月13日(金)まで

4 委託内容

本業務は、宿泊者に対して、優待サービスを提供するキャンペーンの企画運営に係る業務であり、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、受託者は県内宿泊施設及び関係団体等と連絡を密に取り、最も高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で実施する。

(1) 旅行予約サイトを活用した観光情報の発信

ア 旅行予約サイト内で、千葉県の観光誘客に資する特集ページ（宿泊キャンペーンを紹介するサイト等）を開設する。実施期間は、原則として、令和元年9月1日から令和2年3月13日までの間に、1か月以上の掲載期間を複数設定することとする。なお、実施期間等の詳細については、別途協議の上、決定する。

イ 特集ページについては、ちばプロモーション協議会（以下、協議会）が指示する観光コンテンツを基に制作することとし、協議会が指示するタイミングで掲載内容を変更する。

ウ 特集ページに掲載する観光コンテンツの写真や情報については、受託者が収集すること。

エ 詳細については、別途協議会及び関係機関等と調整の上、決定する。

(2) 電子クーポンの設定等

- ア 上記旅行予約サイトにおいて、宿泊を促進するための電子クーポンが、宿泊施設の予約の際に利用できるように設定すること。
- イ 電子クーポンが利用できる宿泊施設は、原則として、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下、組合）加盟の施設とする。
- ウ 電子クーポンを利用した宿泊が促進されるよう、工夫を凝らしたPRを行うこと。

(3) 効果測定

実績報告書の内容については、以下の内容も含めること

- ア 宿泊キャンペーン期間中の宿泊予約実績
- イ 宿泊キャンペーンの利用者の宿泊日、宿泊先、居住地、年齢層、流通金額、性別、宿泊形態のシェア、ページビュー数等のマーケティングデータ等
- ウ その他、協議会が指示する必要な数値等

5 実績報告書の提出

全ての業務完了後、当業務における実施結果及びその効果についてとりまとめた「実績報告書」を作成し、検査を受けるものとする。

6 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業効果が可能な体制を構築する。

7 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含むものとする。

なお、電子クーポンに係る費用については、利用された金額分の精算払いとする。

8 その他事項

(1) 業務の実施

- ・業務の実施にあたっては、綿密に協議会と協議又は打ち合わせを行うとともに、協議会の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- ・なお、協議又は打ち合わせは、協議会又は受託者の求めに応じ、実施するものとし、場所については、協議会の指示に従うものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、柔軟に対応するものとし、協議会が求める事項は、

最大限実現できるよう努めること。

- ・委託料については、事業実績等によって、減額精算することがある。

(2) 官公庁等への各種手続きの代行

- ・法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること。（法令等による委任・代理ができない場合は、あらかじめその旨を県へ報告する。）
- ・手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

(3) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ協議会と協議の上、承認を得ること。

(4) 記載外変更

本仕様書に記載されていない事項については、協議会の指示に従うこと。

(5) 消費税及び地方消費税の税率

令和元年10月1日以降の資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税」という。）が引き上げられる予定である。このため、契約希望金額の算出に当たっては、この課税取引の全体に消費税率10パーセントが適用されるものとして算出すること。

(6) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、協議会と協議すること。